

農業委員および 農地利用最適化推進委員を 募集します

農業委員会法の改正により、農業委員の選び方が選挙から公募に変更されました。また新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。新しい農業委員および農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

農業委員の要件	農地利用最適化推進委員の要件
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者	農業委員会が定める担当区域農地等の利用状況の最適化の推進に熱意と識見を有する者 (注)農地利用の最適化とは、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参の促進のことです。

■推薦書・応募用紙は農業委員会事務局に備えています。町ホームページからもダウンロードできます。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
1 募集方法	個人や法人・団体からの推薦および一般募集	
2 募集人数	7名	7名
3 職務	農地等の利用の最適化推進に関する事項 その他の農業委員会の所掌に関する事項	区域内の農地利用の最適化の推進を図る。
4 資格	次の全てに該当すること (1) 津野町に住所を有すること（例外あり） (2) 公租公課使用料等に滞納がないこと (3) 農業委員会法第8条第4項※に該当しないこと ※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
5 届出方法	推薦者は町の定める推薦書を、応募者は町の定める応募申込書を農業委員会事務局に届け出てください。	推薦者は区域単位で町の定める推薦書を、応募者は区域単位で町の定める応募申込書を農業委員会事務局に届け出てください。
6 募集期間	平成29年1月4日～平成29年1月31日	
7 任期	平成29年6月1日～平成32年5月31日	
8 報酬 (月額)	会長 32,000円 会長代理 28,000円 委員 27,000円	委員 27,000円
9 選任方法	受付期間中と終了後に推薦及び募集状況を公表し、候補者の審査を行い、町議会の同意を得て町長が任命します。	受付期間中と終了後に推薦および募集状況を公表し、農業委員会で選出し、委嘱します。
10 その他	(1) 農業委員と農地利用最適化推進委員との兼務はできません。ただし、同時に推薦・応募はできます。 (2) 申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。 (3) 身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が伴います。	
	(1) 農業委員の定数の過半数は、認定農業者でなければならないと定められています。	(1) 津野町を7区域に分け、各区域から1名委嘱します。区域の分け方等、詳しい内容はホームページをご覧ください。詳しくは直接お問い合わせください。

お問い合わせ 農業委員会事務局 電話55-2021 産業課（西庁駐在）電話62-2314